

発議第7号

「太陽光発電施設建設に係る条例」制定を求める決議について

上記の議案を、多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年3月27日提出

提出者 生活環境常任委員会  
委員長 笹倉政芳

## 「太陽光発電施設建設に係る条例」制定を求める決議

本来再生可能エネルギーの導入は、あくまでも「安全・安心の住みよいまちづくり」に寄与し、自然環境・生活環境の保護や災害リスクを回避する必要があります。ところが、住宅近接地での開発・里山の造成など、自然環境・住環境との調和を損なう事例が増加し、自然エネルギーの活用の趣旨と相反する結果も出てきています。さらには、開発が工事や認可手続きの着手後に発覚することもあり、地元住民や自治体との間でトラブルが頻発するなどしてきています。

町内でも、2世帯が居住する別荘地開発された土地に突然太陽光施設の建設が始まり、既にお住いの住居の隣接地際を取り囲むような形での工事がなされようとしています。近隣市町でも十分な周辺住民への説明がないまま設置される例が増加し、「太陽光発電施設建設に係る条例」を制定する措置を講じはじめています。

多可町においても、一定規模以上の太陽光発電施設の建設にあたっては、町長への届け出と協議、関係自治会・関係住民への説明会の開催等の制度を明記した、自然と住環境の調和に関する条例を早急に制定するように強く求める。

以上、決議する。

平成29年3月27日

多可町議会